

恵庭市営住宅条例及び施行規則の一部改正について（主な要点）

1. 改正の趣旨

既存借上型市営住宅制度（以下「同制度」という。）は、平成31年4月より運用しているところですが、対象となる建物の借上げ単位が同制度の運用において課題となっていたことから同制度を見直し、これに伴う条例及び規則の一部を改正するものです。

あわせて、市営住宅の整備基準や押印の廃止に伴う各様式の変更等も行っています。

2. 条例改正の概要

既存借上型市営住宅への入居者に関する項目の追加

(1) 入居者資格の特例

改正内容：借り上げた市営住宅の契約期間の終了により住宅を明渡す入居者を、既存市営住宅の用途廃止により明渡す入居者と同様に市営住宅の入居要件を具備する者とする規定の追加

(2) 修繕費用の負担

改正内容：借り上げた市営住宅の修繕費用の入居者負担について、既存の市営住宅の入居者とは別に定めるとする規定の追加

(3) 入居者の費用負担義務

改正内容：借り上げた市営住宅入居者の費用負担について、既存の市営住宅の入居者とは別に定めるとする規定の追加

(4) 住宅の明渡請求

改正内容：借り上げた市営住宅の契約期間の終了による明渡し規定の追加

3. 規則改正の概要

住宅の整備基準の見直し、既存借上型市営住宅に関する項目の追加

(1) 住宅の整備基準

改正内容：建築物のエネルギー省性能向上に関する法律の改正を受け、国及び北海道に倣い、外皮平均熱貫流率及びエネルギー消費性能の引き上げを実施。また、原則として、太陽光発電設備の設置を追加。なお、既存借上型市営住宅の基準は別に定めるとする規定の追加。

(2) 退去の届出

改正内容：市営住宅を退去しようとするときは、既存借上型市営住宅の場合は、30日前とする規定の追加。

(3) その他

- ・市営住宅管理システムの更新に伴う様式の変更
- ・申請書等の押印廃止